

2 目標達成に向けた施策展開

住宅政策の目標の達成に向け、以下の施策を展開します。

目標1 だれもが安心して安全に暮らせる住まい・まちづくり

団塊世代やそのジュニア世代、子育て世代など様々な世代がともに安心して安全に暮らせるよう、防災性・防犯性の向上を図ります。

さらに、高齢者や障害者等にとって暮らしやすく、また、安心して子供が育てられる環境づくりを目指します。

(1) 指標

目標に向けた成果を評価するための指標を次のとおり設定します。

<安全な住まい・まちづくりへの対応>

住宅の耐震化率	69% (平成15年)	→	90% (平成27年)
・南関東直下などの大震災発生の危険性があり、住宅の耐震化を促進します。			

<ユニバーサルデザインへの対応>

バリアフリー化された住宅の戸数 (「2箇所以上の手すり」かつ「段差のない屋内」かつ「車椅子通行可能廊下幅」)	92,000戸 (平成15年)	→	145,000戸 (平成23年)
・住宅市場において、バリアフリー化住宅を選択できるよう、十分なバリアフリー化住宅を一定量確保することが必要です。 <参考> 2箇所以上の手すり；17.2%、段差のない屋内；16.0%、車椅子通行可能廊下幅；9.8%、上記3つが備わっている；3.5% [平成15年住宅需要実態調査]			

住戸外のバリアフリー化率 (共同住宅のうち道路から玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率)	12% (平成15年)	→	25% (平成27年)
・だれでも戸外に出やすくなるように、共同住宅のうち道路から玄関まで車椅子やベビーカーが通行できるようにすることが必要です。			

※ この計画では、ユニバーサルデザインはあらゆる人が利用できるように計画・設計するという考え方を表し、バリアフリーは段差の解消、階段やトイレ等への手すりの設置など、生活の支障となる障害を取り除くことを表しています。

<子育て住まいへの対応>

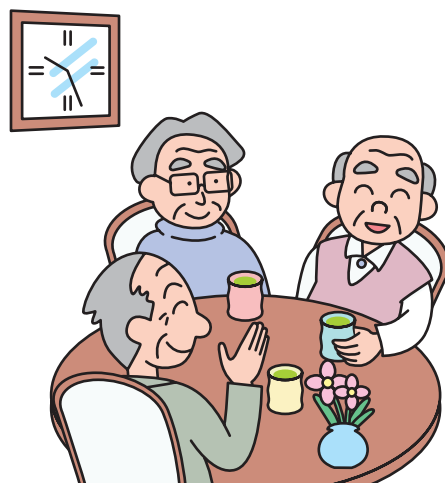
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	33% (平成15年)	→	50% (平成27年)
・子育て世帯における住宅ストックとのミスマッチを解消していく必要があります。			

(2) 目標達成に向けた主な施策

ア 安心して暮らせるしくみづくり

だれもが十分な広さと性能を持つ住まいに住み、安心して地域に住み続けられるまちづくりを進めます。

- ライフステージに応じた住まい環境づくりの促進
 - ・高齢者等の仲間同士居住や多世代居住など新たな住み方の普及
 - ・親世帯、子世帯の隣居近居の支援
 - ・円滑な住み替えが行える仕組みづくりの検討
 - ・地域におけるソーシャルミックスの促進
 - ・コミュニティを醸成しやすい共有庭や広場などのコモンスペース等の設置誘導
- リフォーム事業者登録制度や住宅リフォーム工事検査制度の普及
- アスベスト対策やシックハウス対策など、良好な室内環境に配慮した住宅の普及・啓発の推進
- 公営住宅の整備に合わせた、子育て施設や福祉施設の併設の検討



イ 安全な住まい・まちづくり

防災性や防犯性の向上を図り、安全な住まい・まちづくりを進めます。

(ア) 防災性の向上促進

- 民間住宅の耐震化の促進
 - ・ 耐震診断・改修の促進
 - ・ 耐震相談業務の実施
- 密集住宅市街地の改善
 - ・ 災害時に危険性の高い密集住宅市街地の抽出と整備基本方針の作成
 - ・ 市街地再開発事業・優良建築物等整備事業等による共同建替えの誘導
 - ・ 市町村における整備方針と整備プログラム策定への支援
 - ・ 住宅市街地総合整備事業による都市基盤整備の誘導
 - ・ 都市防災総合推進事業による建築物の不燃化の促進
 - ・ 災害時の防災拠点、避難地、延焼防止帯の場となる防災公園等の整備
- 埼玉県震災予防のまちづくり条例に基づく都市の震災予防に関する基本的な方針による震災予防対策の推進
- 地震時に危険な大規模盛土造成地の把握
- 住宅地等の浸水被害の拡大を防止するための雨水流出抑制対策の促進



〔壁の補強〕



〔接合部の補強〕

耐震改修の例

(イ) 防犯性の向上促進

- 犯罪に強い住まいの普及・支援
 - ・ 防犯優良マンション認定制度の制定支援
 - ・ 住宅防犯診断制度や住まいの防犯アドバイザー制度の普及促進
- 地域で取組む住まいとまちの防犯性の向上

ウ 高齢者、障害者等が暮らしやすい住まい・まちづくり

高齢者、障害者等が住まいやまちに安心して安全に住み続けられるよう、ユニバーサルデザインの導入を進めます。

また、選択できる住まいづくりや居住の安定を図り、高齢者、障害者等だれもが暮らしやすい住まい・まちづくりを進めます。



(ア) 住まいのストック改善

- 高齢者、障害者の住宅改造に対する相談など支援体制の充実
- 高齢者が自主的にバリアフリー改修を行うための高齢者向け返済特例制度等の普及
- 既存住宅保証制度の活用促進
- 老朽化した公営住宅の建替えや高齢者及び障害者に対応した性能改善



ストック改善の例-スロープ設置
〔県営大宮本村団地〕

(イ) まちのストック改善

- 郊外住宅地やニュータウンの再生手法の検討

(ウ) ユニバーサルデザイン等の導入

- ユニバーサルデザインの普及及び人材の育成
- ユニバーサルデザインを導入した住まいの普及啓発
- ユニバーサルデザインの視点からのまちづくり事業の促進

(エ) 選択できる住まい

- 高齢者等が居住地選択のため、所有している住宅を円滑に売買・賃貸できる仕組みの検討
- 高齢者及び障害者世帯に対する民間賃貸住宅情報の提供
- 高齢者のための入居保証制度の検討

(オ) 居住の安定

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく制度の普及
 - ・ 高齢者円滑入居賃貸住宅制度等の普及
 - ・ 終身建物賃貸借制度の普及促進
- 公営住宅の柔軟な活用の検討
 - ・ 公営住宅における高齢者及び障害者世帯の入居優遇の拡大
 - ・ 公営住宅の整備に合わせた、子育て施設や福祉施設の併設の検討（再掲）
 - ・ 市町村による高齢者及び障害者向け住宅の供給支援
 - ・ 独立行政法人都市再生機構の住宅建替えに伴う従前居住者対応手法の検討
- グループホーム等の整備促進

エ 子育てしやすい住まいづくり

子育てを支える仕組みの構築や子育て住宅の普及により、子育てしやすい住まいづくりを進めます。

(ア) 子育てを支える仕組みの構築

- 子育て支援のための民間金融機関と連携した低利融資の促進
- 子育てに適する民間共同住宅の表示制度の検討
- 公営住宅の整備に合わせた、子育て施設や福祉施設の併設の検討（再掲）
- 公営住宅における子育て世帯・若年世帯の入居優遇の拡大

(イ) 子育て住宅の普及

- 家族のふれあいスペースを重視した子育て住宅の普及
- 自然の豊かさや立地の良さを生かした多様な子育て住宅の普及促進

